



毎月1日は『安全就業宣言の日』



11月の安全ニュース 就業中の事故多発中！注意！

就業中の事故が続いています。特に下記の事故に注意しましょう！

1. 転倒事故（受託・派遣の傷害事故 23 件中 8 件発生）

「転倒＝軽い事故」と思われがちですが、打撲や骨折などの怪我に繋がる恐れがあり、回復にも時間がかかります。

(1) 作業環境の整理

- ・事前に現場を確認し、転倒リスクが高い場所を事前に把握すること
- ・石などの突起物や、電気コードなどのつまずきやすいものを取り除くこと

(2) 身体の動かし方に注意

- ・普段から軽い体操やストレッチで体をほぐしておくこと
- ・就業中・就業後は、足が思ったより上がらないことがあります。疲れているときこそ、足元に注意すること（声掛けや、情報共有も）



2. 草刈機の使用による事故（受託の賠償事故 23 件中 12 件発生）

事故の多くは、安全対策を怠ったことが原因です。安全対策の徹底を！！

(1) 防護措置の実施

- ・車両や住宅の近くでは、防護ネットの設置、カルマー機の使用など、防護措置を講じること

(2) 作業前の現場確認、車両の位置確認と対応

- ・作業範囲およびその周辺に、小石など飛散の恐れがあるものがないかを必ず確認すること
- ・隣接地に車両が駐車している場合は、可能であれば所有者へ一時移動をお願いすること

(3) 作業方法の工夫

- ・飛石の危険が高い箇所は、草刈機ではなく手刈りにするなど、現場の状況に応じた安全な作業方法を検討・実施すること

3. 健康管理を忘れずに

寒暖差が激しくなる 11 月は、体調を崩しやすい時期です。転倒予防には筋力維持も重要です。

(1) 水分補給を忘れずに（寒くても脱水に注意）

(2) インフルエンザ、コロナの予防接種（重症化予防）

(3) 体調不良時は無理せず休養を（健康が、安全就業の第一歩）

10月の事故事例 ・受託 4 件(傷害 1 件 賠償 3 件)・派遣 3 件(傷害 3 件)

受 託

3日 剪定作業中、高さ 2m のブロック塀上を移動した際、足を滑らせ外側の畑に転落。地面に左脇腹を強打し打撲した。

8日 剪定作業中、トリマーを使用していた際に、電話の引き込み線に接触し、切断した。

15日 草刈作業中、小石が飛散し、隣接している駐車場に停めてあった軽自動車のリアガラスが破損した。（チップソー使用）（安全対策不履行）

28日 草刈作業中に、建物に面した水栓柱に草刈機の刃が接触し、破損させた。

派 遣

6日 青果の配達作業中（軽貨物車両を運転）、交差点左折時に直進対向車と衝突した。その際に、左足親指を骨折した。

22日 調理等業務中、人参に包丁で切り込みを入れている際、誤って左手小指第一関節付近を切った。

28日 帰宅途中、バスから降りて歩道に向かう際、歩道の縁石に足をとられ転倒、左膝を強打し骨にひびが入った。

令和7年度安全スローガン 気を付けろ 油断の先に 危険あり

各班長様は各班員様への周知方よろしく申し上げます。（公社）鹿児島市シルバー人材センター事務局